

○草津市自主防災組織設置要綱

昭和61年6月14日

告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の町内会等が地域住民の自主的な防火・防災活動の促進を図ることを目的として自主防災組織（防災活動全般を行う組織をいい、自衛消防隊を含む。）を設置する場合について必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 町内会等またはマンション管理組合の代表者（以下「町内会長等」という。）は、自主防災組織を設置しようとするときは、自主防災組織設置届（別記様式第1号）に、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 設置者が町内会等の場合 自主防災組織会則、自主防災組織組織図および自主防災組織組織台帳

(2) 設置者がマンション管理組合の場合 自主防災組織会則、自主防災組織組織図、自主防災組織組織台帳およびマンション管理組合規約

2 町内会等とマンション管理組合が同一またはマンション管理組合に町内会等が含まれると認められる組織が自主防災組織を設置しようとするときは、町内会等またはマンション管理組合のいずれかの組織から前項の規定による自主防災組織設置届を提出しなければならない。

3 設置者が第1項第2号の場合は、あらかじめ、その属する町内会等の代表者に確認を受けなければならない。

(変更届)

第3条 町内会長等は、前条の規定により届け出た事項を変更する必要があるときは、速やかに自主防災組織設置変更届（別記様式第2号）に変更しようとする事項を記入した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(廃止)

第4条 町内会長等は、自主防災組織を廃止しようとするときは、速やかに自主防災組織廃止届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織の設置に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和61年6月14日から施行する。

付 則（平成4年10月1日告示第120号）

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成18年2月1日告示第5号）

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

付 則（令和4年10月14日告示第280号）

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

付 則（令和6年7月1日告示）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別記
様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

草津市長 様

町内会またはマンション管理組合

会 長

自主防災組織設置届

コミュニティ防災組織づくりの一環として、 年 月 日付けで自主防災組織を結成しましたので、草津市自主防災組織設置要綱第 2 条の規定に基づき、次のとおり設置届を提出します。

記

- ☐町内会
- ア 自主防災組織会則

イ 自主防災組織組織図

ウ 自主防災組織組織台帳
- 別添

別添

別添
- ☐マンション管理組合
- ア 自主防災組織会則

イ 自主防災組織組織図

ウ 自主防災組織組織台帳

エ マンション管理組合規約
- 別添

別添

別添

別添
- ※該当する組織にチェックを記入してください。

【町内会等に所属されるマンション管理組合のみ記入ください。】

町内会長等 確認	印	確認年月日	年 月 日
-------------	--------------	-------	-------

自主防災組織組織台帳

町内会またはマンション管理組合名	
名 称	
結 成 年 月 日	年 月 日
隊 員 総 数	

[illegible]

表彰関係

[illegible]

自主防災組織・組織台帳(設備・備品)

[illegible]

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

草津市長 様

町内会またはマンション管理組合

会長

自主防災組織設置変更届

自主防災組織の設置につきましては 年 月 日付けでお届けしたところ
ですが、お届けした事項の一部に変更が生じましたので草津市自主防災組織設置要綱第3
条の規定に基づき、次のとおり設置変更届を提出します。

記

1 変更事項

2 変更事由の発生した日

年 月 日

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

草津市長 様

町内会またはマンション管理組合

会 長

自主防災組織廃止届

年 月 日付で設置いたしました自主防災組織を、年 月
日付で廃止しましたので、草津市自主防災組織設置要綱第4条の規定に基づき、お届けし
ます。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 4 条関係）